

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年3月31日 11時35分ごろ
発生場所	香川県丸亀市 ^{おて} 小手島北西方沖 小手島港4号防波堤灯台から真方位319° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 24.6′ 東経133° 37.1′)
事故の概要	漁船第六住吉丸 ^{すみよし} は、北進中、また、プレジャーヨットFUDO ^{フド} は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六住吉丸、4.99トン OY3-18651（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーヨット FUDO、5トン未満 241-9203兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に損壊 B 船首部外板に擦過傷、手すりに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、後部甲板で魚の選別作業を行いながら、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵により北進中、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、周囲に航行の支障となる他船がないと思って魚の選別作業を行いながら航行を続けたが、同作業を航行前か帰港後に行えば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、機帆走状態とし、船長Bがキャビンの中にあるトイレで用を足しながら、約3～3.5knの速力で、自動操舵により西進中、A船と衝突した。 船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 船長Bは、周囲に航行の支障となる他船がないと思ってトイレに行ったが、リクライニングチェアで仮眠中の同乗者Bに声を掛けて見張りを頼めば良かったと本事故後に思った。
分析	A 船は、北進中、船長Aが、周囲に航行の支障となる他船がないと思い、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたこと

	<p>から、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが、周囲に航行の支障となる他船がいないと思い、同乗者Bに見張りを頼まず、キャビンの中にあるトイレで用を足しながら航行を続けたことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が西進中、船長Aが後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続け、また、船長Bがキャビンの中にあるトイレで用を足しながら航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、1人で乗り込んだ際は、航行中に魚の選別作業を行わないこと。 ・ 船長は、操船場所を離れる場合、停船し、同乗者に周囲の見張りを依頼すること。